

避難行動要支援者対策について

保健福祉課地域保健担当

1 避難行動要支援者とは

災害が発生したとき、または災害が発生しそうなときに自力で避難することが困難であり、支援を必要とする方が対象です。対象は市町によって異なりますので、お住まいの市町に御確認ください。

<避難行動要支援者の例>

生活の基盤が自宅にある方のうち、以下の要件に該当する方

- ・要介護認定3～5を受けている者
- ・身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者
- ・療育手帳Aを所持する知的障害者
- ・精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者

その他、障害福祉サービスを受けている難病患者や、独居の高齢者など

2 避難行動要支援者への支援制度について

平成25（2013）年6月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成が市町に義務付けられました。

さらに、令和3（2021）年5月に災害対策基本法が一部改正され、避難行動要支援者ごとに、避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した計画である個別避難計画の作成が市町の努力義務となりました。災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成に併せて、個別避難計画の作成を進めます。

避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報を平時から避難支援者（発災時に避難支援を行う者）に提供することで、災害発生時の円滑かつ迅速な避難支援等に備え、避難行動要支援者を地域や関係機関で支える体制づくりを目指す制度です。

3 避難行動要支援者への支援イメージ

